

令和4年度

福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金

断熱改修工事の実施で

最大 **120万円** (補助率 1/3)

まで補助が受けられます。



▼ 補助対象工事

- 省エネ効果(15%以上)が見込まれる改修率を満たす、高性能建材(断熱材、窓・ガラス+玄関ドア)を用いた既存戸建て住宅の「断熱リフォーム工事」
- 「断熱リフォーム工事」と併せて行う「高効率省エネ設備機器の設置工事」

▼ 補助対象住宅

下記の①～③にすべて該当する住宅

- ① 福岡県内にある既存戸建て住宅(専用住宅に限る)
- ② 工事完了までに耐震性を有する住宅
- ③ 過去に当該補助金を受けたことがない住宅

▼ 補助対象者

下記のいずれかに該当する個人

- ① 自ら居住する住宅の所有者
- ② 自ら居住するために住宅を改修する住宅取得予定者

▼ 補助対象となる製品



▼補助事業に関するQ&A

Q1 「省エネ効果(15%以上)が見込まれる改修率を満たす断熱リフォーム工事」とはどのような工事ですか？

A1 「住宅が建っている地域(地域区分)」及び「住宅を改修する部位(天井、外壁、窓・ガラス、床)の組合せ」により決められた『最低改修率※』以上の部屋を改修する工事です。詳細は、下記の間合せ先までご連絡下さい。

※ 最低改修率：延べ床面積における補助対象面積の合計に占める最低限の割合

Q2 改修する部屋はどこでもよいですか？

A2 改修する部屋について「居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上滞在時間が長い居室等)」は必ず行って下さい。

Q3 改修する部位について注意事項はありますか？

A3 下記のとおり、改修する部位により要件があります。

改修部位	要件	
	改修範囲	熱抵抗値(R値)
天井	改修する部屋に限らず、屋根面の直下の天井及び外気に面する天井の全面	2.7㎡K/W以上
外壁	改修する部屋のうち、外気に面する部分	2.7㎡K/W以上
床	改修する部屋のうち、外気に面する部分(土間床は除く)	2.2㎡K/W以上

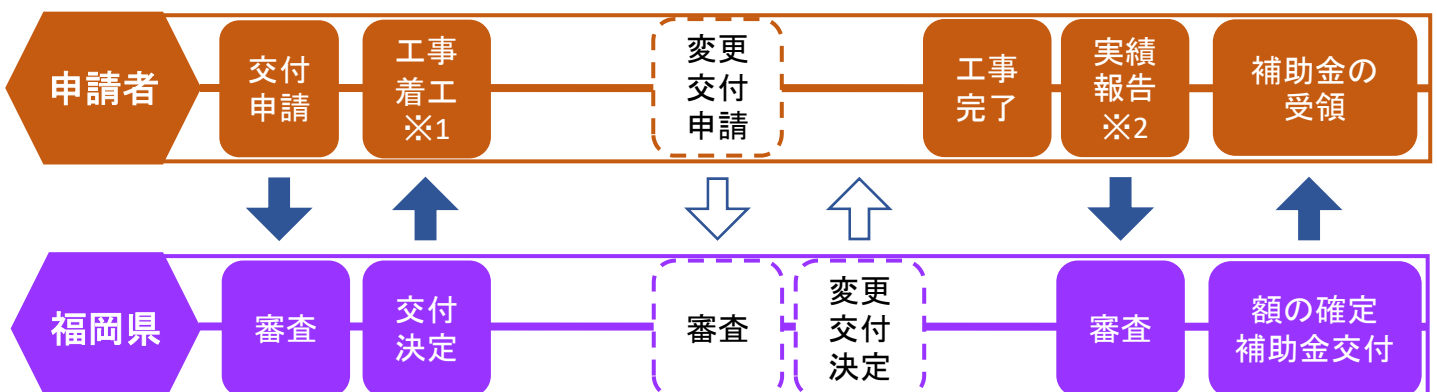
なお、改修部位「窓・ガラス」の改修範囲は、「改修する部屋のうち、外気に面する部分」とします。

Q4 補助対象となる高性能建材や高効率省エネ設備機器はどのようなものがありますか。

A4 下記のとおり、補助対象製品により要件があります。

補助対象製品	要件	
高性能建材	環境省 既存住宅の断熱リフォーム支援事業 ((公財)北海道環境財団 https://ekes.jp/)で登録された製品	
高効率省エネ設備機器	高効率空調機器	対象となる住宅内に設置するものであり、従来の空調機器に対して30%以上省エネ効果が得られるもの
	高機能換気設備	対象となる住宅内に設置し、平時に活用するものであり、次の(a)~(c)の要件を全て満たすこと (a)全熱交換器(JIS B 8628に規定されるもの)であること (b)必要換気量(1人当たり毎時30㎡以上)を確保すること (c)熱交換率40%以上(JIS B 8639に規定されるもの)であること
	高効率照明機器	調光制御機能を有するLEDであること
	高効率給湯機器	従来の給湯機器等に対して30%以上省エネ効果が得られるもの

▼補助申請の流れ



※1: 交付決定前に工事着工を行うと補助金の交付対象になりません。

※2: 工事完了日から30日を経過した日又は令和5年3月15日のいずれか早い日までに必ず提出して下さい。

お申込み
お問合せ

福岡県 建築都市部 住宅計画課 住環境整備係

TEL:092-643-3734 (直通) FAX:092-643-3737

E-mail:jukankyo@pref.fukuoka.lg.jp ※お問合せはメール又はFAXをお願いします。